

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

愛媛県にて発生した林野火災における医療用麻薬の譲渡の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の林野火災による被害を避けるための観点から、避難区域に所在する麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者から医療用麻薬を譲渡する場合の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、貴管下の関係者に周知をお願いします。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、避難区域の状況を把握した上で、別途連絡します。

記

- (1) 麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づき保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
- (2) 譲渡後、麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

以上